[廃棄物焼却炉]　令和6（2024）年度

富士工場（吉永）

1　施設名称：　4号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	366	273	687	366	528	455	462	305	235	232	574	233	4,715
木くず	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	t／月	843	584	822	431	329	169	1,504	1,417	904	961	840	803	9,608
廃プラ	t／月	642	370	529	273	233	249	905	736	592	523	551	484	6,086
その他	t／月													
合計	t／月	1,851	1,227	2,039	1,070	1,090	873	2,870	2,458	1,731	1,716	1,965	1,519	20,409

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/6か月以上）【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		5月20日	7月10日	9月4日	11月5日	1月16日	3月4日						
	結果の得られた日		5月27日	7月17日	9月12日	11月12日	1月22日	3月11日						
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	141以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満						
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満						
窒素酸化物	250以下	ppm	35	39	37	34	41	42						
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.7	2.2	1.2	1	0.6	0.7						

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		6月6日											
	結果の得られた日		7月5日											
	基準値	単位	測定結果											
	1.0以下	ng-TEQ/Nm3	0.027											

[廃棄物焼却炉]　令和6（2024）年度

富士工場（吉永）

1　施設名称：　5号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	9,313	8,338	10,963	4,171	9,392	10,186	10,552	9,472	7,180	6,399	8,699	9,431	104,096
木くず	t／月													0
合計	t／月	9,313	8,338	10,963	4,171	9,392	10,186	10,552	9,472	7,180	6,399	8,699	9,431	104,096

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/6か月以上）【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		5月8日	7月2日	9月5日	11月6日	1月15日	3月5日						
	結果の得られた日		5月14日	7月7日	9月12日	11月12日	1月22日	3月12日						
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	108.1以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満						
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満						
窒素酸化物	250以下	ppm	24	32	36	29	39	26						
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.1	0.9	0.8	0.6	1.1	0.5未満						

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		9月18日											
	結果の得られた日		10月15日											
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3	0.051											